

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づく特定緊急輸送道路の指定の一部解除……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一
- 都営住宅の廃止……………三
- ……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………三
- 都営住宅の使用料の変更……………四
- ……………(同)……………四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………九
- ……………(同)……………九
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………〇
- ……………(同)……………〇
- 都営住宅の駐車場の廃止……………二
- ……………(同)……………二
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………二
- ……………(同)……………二
- 平成二十五年東京都告示第九百十五号(東京都環境影響評価技術指針)の一部改正……………二
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エネルギー環境計画指針)の一部改正……………三
- ……………(環境局気候変動対策部計画課)……………三

- 平成二十一年東京都告示第九百八十九号(東京都地球温暖化対策指針)の一部改正……………三
 - ……………(環境局気候変動対策部総量削減課)……………三
 - 車両制限令の規定に基づく通行車両の総重量の最高限度が最大二十五トンである道路の指定……………三
 - ……………(建設局道路管理部路政課)……………三
 - 車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定等……………三
 - ……………(同)……………三
 - 都道の区域変更(四件)……………三
 - ……………(同)……………三
 - 都道の供用開始……………三
 - ……………(同)……………三
 - 都道の区域変更……………三
 - ……………(同)……………三
 - 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………三
 - ……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
 - 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………三
 - ……………(建設局公園緑地部公園課)……………三
 - 港湾施設の供用開始……………三
 - ……………(港湾局港湾経営部経営課)……………三
 - 港湾施設の変更(二件)……………三
 - ……………(同)……………三
 - 港湾施設の供用中止……………三
 - ……………(同)……………三
 - 東京都立東京港野鳥公園の団体入場券の様式変更……………三
 - ……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………三
 - 東京都立海上公園有料施設の利用券の様式変更……………三
 - ……………(同)……………三
- 告示(教)**
- 東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準(昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号)の一部改正……………五
 - ……………(同)……………五
- 告示(公)**
- 警備員等の検定の実施(二件)……………六
 - ……………(同)……………六
 - 警備員指導教育責任者講習の実施(二件)……………七
 - ……………(同)……………七
- 告示(消)**
- 消防相互応援協定の一部改正……………三
 - ……………(同)……………三

告示

- 火災予防施行規程の一部改正……………三
- ……………(同)……………三
- 東京都告示第三百四十六号
- 東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和五年三月三十一日
- 東京都知事 小池百合子
- 一 土地区画整理事業の名称
- 東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地
- 中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内
- 三 事業計画の決定の年月日
- 平成十年三月三十日
- 四 事業施行期間
- 平成十年三月三十日から令和五年三月三十一日まで
- 五 変更の内容
- 事業施行期間を令和十年三月三十一日まで延長する。
- 六 変更の年月日
- 令和五年三月三十一日
- 東京都告示第三百四十七号
- 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成二十三年東京都条例第三十六号)第七条第四項の規定に基づき、平成二十三年東京都告示第十号によ

り指定した特定緊急輸送道路の一部の指定を解除するので、同項において準用する同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和五年四月一日から東京都都市整備局市街地建築部(東京都庁第二本庁舎三階南側)において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する特定緊急輸送道路

(一) 道路の種類、路線番号、路線名並びに起点及び終点
別表のとおり

(二) 指定の解除の概要
別図のとおり

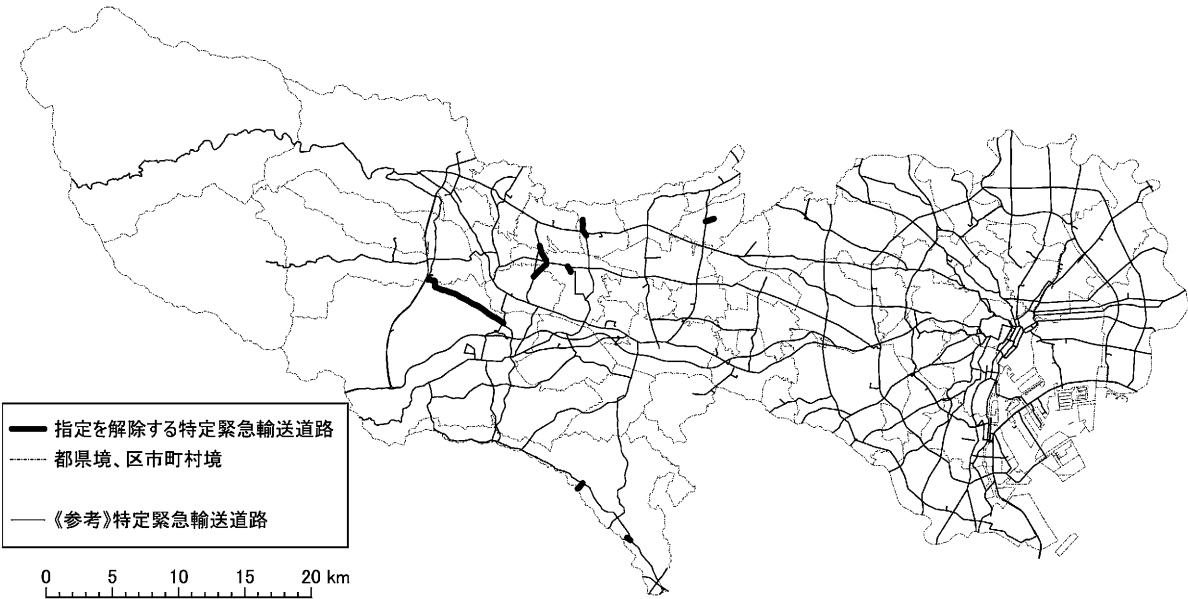
二 特定緊急輸送道路の一部の指定を解除する日
令和五年四月一日

別表

種 別 ※	路線番号	路 線 名	起 点	終 点
一般国道(指定区間外)		一般国道411号	八王子市	あきる野市
主要地方道	43	立川東大和線	東大和市	東大和市
主要地方道	47	八王子町田線	町田市	町田市
主要地方道	57	相模原大蔵町線	町田市	町田市
一般都道	162	三ツ木八王子線	武蔵村山市	立川市
			立川市	昭島市
一般都道	234	前沢保谷線	東久留米市	東久留米市
立川市道		立川道北49	立川市	立川市

※ 種別欄中「指定区間外」とは、一般国道のうち都知事が管理する部分をいう。

<別図>



●東京都告示第三百四十八号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により、告示する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
国立北三丁目アパート (8、9号棟)	国立市北三丁目二十五番の一	中層耐火 四一・六平方メートル	三〇戸
国立北三丁目アパート (10、11号棟)	同右	同右 三九・〇平方メートル	四八戸

●東京都告示第三百四十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和五年四月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区	勝どき5-8	33.6	1	28,200	54,000
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (10号棟)	中央区	勝どき5-8	33.6	1	28,200	54,000
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート (1号棟)	中央区	勝どき6-6	51.2	1	45,100	99,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区	芝5-18	34.3	4	33,100	85,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区	芝5-18	42.2	1	40,300	93,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区	芝5-18	42.2	1	40,900	93,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート (22号棟)	新宿区	戸山2-22	38.8	1	32,700	79,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート (35号棟)	新宿区	戸山2-35	40.1	1	34,200	83,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート (28号棟)	新宿区	戸山2-28	43.3	1	37,100	79,700
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区	西早稲田1-9	34.4	2	29,200	51,800
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート (15号棟)	文京区	本駒込4-35	42.2	1	36,200	86,600
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート (3号棟)	台東区	清川2-22	34.3	3	25,300	35,600
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (35号棟)	墨田区	文花1-28	37.8	1	25,800	48,200
一般都営	高層耐火	太平南アパート (1号棟)	墨田区	太平4-2	42.9	1	31,000	47,000
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区	立花1-27	42.2	1	29,800	53,500
一般都営	中層耐火	立花三丁目アパート (1号棟)	墨田区	立花3-24	42.3	1	29,700	48,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (7号棟)	墨田区	堤通2-6	59.7	22	43,700	66,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (8号棟)	墨田区	堤通2-6	59.7	36	43,700	66,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (9号棟)	墨田区	堤通2-6	70.0	1	51,200	75,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (9号棟)	墨田区	堤通2-6	59.7	33	43,700	66,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (3号棟)	墨田区	堤通2-4	59.7	41	43,900	67,500
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (4号棟)	墨田区	堤通2-4	70.0	2	51,500	77,300
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (4号棟)	墨田区	堤通2-4	59.7	24	43,900	67,500
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (5号棟)	墨田区	堤通2-5	59.7	50	43,900	67,500
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (6号棟)	墨田区	堤通2-5	70.0	1	51,500	77,300
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (6号棟)	墨田区	堤通2-5	59.7	18	43,900	67,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区	立花6-8	55.9	2	40,600	75,600
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区	八広5-10	55.9	68	40,200	76,800
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート (3号棟)	江東区	大島4-21	51.0	1	43,200	80,000
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート (15号棟)	江東区	大島5-17	55.9	1	47,200	71,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (3号棟)	江東区	亀戸7-56	36.6	1	28,500	44,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区	亀戸7-57	42.2	1	34,400	52,700
一般都営	中層耐火	南砂三丁目第3アパート (6号棟)	江東区	南砂3-2	75.8	1	67,300	127,900

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート (35号棟)	江東区	東砂7-17	51.2	1	41,900	75,000
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート (14号棟)	江東区	越中島3-2	37.8	2	30,500	42,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (4号棟)	江東区	東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (5号棟)	江東区	東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (7号棟)	江東区	東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (11号棟)	江東区	東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (12号棟)	江東区	東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)	江東区	東陽3-22	37.9	1	30,700	40,000
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)	江東区	東陽3-22	34.4	3	27,900	37,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区	東雲1-7	34.3	2	27,600	52,700
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (2号棟)	江東区	東雲1-8	37.9	1	30,300	52,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)	江東区	南砂4-4	34.3	2	27,800	49,400
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (17号棟)	江東区	南砂4-4	43.9	1	36,700	50,200
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート (7号棟)	江東区	南砂1-1	42.2	1	33,800	51,500
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)	江東区	北砂1-3	39.5	3	31,600	55,500
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート (1号棟)	江東区	白河1-5	50.9	1	42,400	80,900
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (3号棟)	江東区	東雲2-4	51.2	1	42,500	86,900
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区	東雲2-4	51.2	1	42,500	86,900
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (13号棟)	江東区	扇橋3-20	55.9	1	46,700	72,200
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート (9号棟)	江東区	森下3-13	54.0	1	45,100	81,200
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (2号棟)	品川区	北品川1-7	34.4	1	30,500	78,900
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート (1号棟)	大田区	大森西3-9	51.0	1	43,100	83,500
一般都営	中層耐火	西六郷四丁目アパート (1号棟)	大田区	西六郷4-24	48.1	1	39,700	71,200
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区	矢口2-21	32.9	1	26,000	37,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区	矢口2-21	36.5	1	28,800	40,200
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (7号棟)	大田区	東糀谷6-8	42.2	1	33,500	49,700
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート (2号棟)	大田区	西糀谷2-23	42.2	1	34,200	64,300
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート (12号棟)	大田区	萩中1-3	39.0	1	31,100	61,500
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート (14号棟)	大田区	東糀谷5-17	51.2	1	42,300	68,400
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート (12号棟)	大田区	大森西4-13	55.9	1	45,900	83,200
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (3号棟)	大田区	大森東1-31	59.6	1	49,900	86,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区	大森東1-36	59.6	1	49,900	86,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (4号棟)	世田谷区	喜多見2-10	51.0	1	40,100	67,400

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	48	30,500	83,900
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	102,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	99,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	99,300
一般都営	中層耐火	丸山二丁目アパート(2号棟)	中野区丸山2-24	39.0	1	28,200	49,600
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート(3号棟)	中野区南台2-29	41.5	1	31,000	56,300
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート(1号棟)	中野区本町5-8	39.0	1	28,500	70,500
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(2号棟)	中野区南台5-7	51.0	1	38,700	90,300
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28,000	46,700
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,500	39,300
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	77,400
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	1	44,600	80,700
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(3号棟)	北区浮間2-26	59.6	1	48,300	95,400
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(1号棟)	北区王子本町3-8	37.0	1	28,000	60,300
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(9号棟)	北区滝野川13-67	36.4	1	28,300	55,300
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(2号棟)	北区赤羽西5-12	39.0	1	29,600	50,600
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(8号棟)	北区赤羽西5-4	39.0	1	29,900	53,200
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	50,400
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(6号棟)	北区赤羽北3-11	56.8	1	45,600	88,700
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(4号棟)	北区赤羽北3-10	51.2	1	41,100	80,000
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第5アパート(5号棟)	板橋区坂下1-16	55.8	1	44,000	92,900
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート(1号棟)	板橋区本町8-1	39.0	1	28,600	62,100
一般都営	中層耐火	宮本町アパート(3号棟)	板橋区宮本町58-3	37.1	1	26,700	54,100
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	2	38,800	70,900
一般都営	中層耐火	石神井町八丁目アパート(10号棟)	練馬区石神井町8-1	61.5	1	49,900	112,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(24号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(40号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	54,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(43号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	54,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(49号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	50,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(22号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	108,700
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(4号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	42,900	76,300
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(4号棟)	足立区東和4-25	59.6	1	43,500	85,000

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	24,400	39,600
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,100	63,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(1号棟)	足立区六月2-24	55.9	1	40,100	71,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(2号棟)	足立区六月2-25	48.1	1	34,500	61,500
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート(4号棟)	足立区保木間1-24	33.4	1	22,500	37,700
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(3号棟)	足立区保木間1-35	42.3	1	29,700	43,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(9号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	43,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(10号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	2	24,800	43,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(21号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	43,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(2号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(3号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(13号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,100	43,300
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,600	41,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,300	32,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(10号棟)	足立区辰沼1-2	41.7	1	29,000	45,300
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(6号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(12号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,300	44,400
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	45,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(3号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(3号棟)	足立区花畑8-4	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	27,900	44,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(12号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(15号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,000	37,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,700	39,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	2	25,700	39,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	42,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	43,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(1号棟)	足立区竹の塚7-4	51.0	1	36,200	64,200
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(5号棟)	足立区南花畑5-24	60.9	1	43,500	75,800

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート (22号棟)		足立区南花畑5-14	60.9	1	43,500	75,800
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (4号棟)		足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	69,300
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (7号棟)		足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	69,300
一般都営	中層耐火	柴又一丁目第2アパート (1号棟)		葛飾区柴又1-10	51.0	1	37,800	71,000
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート (6号棟)		葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	71,200
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート (5号棟)		葛飾区柴又3-16	42.3	1	30,500	49,600
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート (8号棟)		葛飾区柴又3-17	43.6	2	31,900	59,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート (1号棟)		葛飾区亀有1-3	55.9	2	41,800	78,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート (2号棟)		葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	89,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	72,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,500	72,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	3	42,400	72,000
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (3号棟)		葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	74,400
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (6号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	74,400
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (7号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	74,400
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (1号棟)		葛飾区西水元5-3	59.6	1	43,500	76,300
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート (12号棟)		江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,000	72,400
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート (14号棟)		江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,200	72,400
一般都営	中層耐火	南篠崎町五丁目アパート (2号棟)		江戸川区南篠崎町5-4	36.0	1	29,000	53,800
一般都営	中層耐火	南篠崎町五丁目アパート (3号棟)		江戸川区南篠崎町5-7	75.1	1	60,600	108,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (5号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (11号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,800
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート (1号棟)		江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	72,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (4号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,500	90,500
一般都営	中層耐火	八王子石川町アパート (2号棟)		八王子市石川町2955-2	42.3	4	21,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-6号棟)		八王子市松が谷18	51.1	1	26,200	43,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (5-1号棟)		八王子市松が谷5	56.8	7	30,800	58,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (5-2号棟)		八王子市松が谷5	62.1	1	33,700	64,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (5-2号棟)		八王子市松が谷5	55.9	11	30,400	57,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (5-3号棟)		八王子市松が谷5	62.1	1	33,700	64,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (5-3号棟)		八王子市松が谷5	55.9	9	30,400	57,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (9-1号棟)		八王子市松が谷9-1	62.1	4	35,800	72,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (9-2号棟)		八王子市松が谷9-2	62.1	10	35,800	72,300

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (9-3号棟)		八王子市松が谷9-3	62.1	1	35,800	72,300
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート (3号棟)		八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,800	66,100
一般都営	中層耐火	八王子高倉町第2アパート (1号棟)		八王子市高倉町12-4	59.6	12	34,500	68,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-1号棟)		八王子市南大沢3-4	60.7	6	35,200	72,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-2号棟)		八王子市南大沢3-4	60.7	13	35,200	72,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-3号棟)		八王子市南大沢3-4	60.7	11	35,200	72,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-5号棟)		八王子市南大沢3-4	60.7	5	35,200	72,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-6号棟)		八王子市南大沢3-4	61.4	14	35,800	78,100
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-7号棟)		八王子市南大沢3-4	61.4	17	35,800	78,100
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-4号棟)		八王子市南大沢3-4	61.4	18	35,800	78,100
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート (4号棟)		立川市柴崎町6-4	55.9	1	32,700	66,700
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート (4号棟)		武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	96,500
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (1号棟)		三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,500	80,000
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート (8号棟)		三鷹市上連雀9-38	62.1	1	45,900	99,600
一般都営	中層耐火	下連雀一丁目アパート (21号棟)		三鷹市下連雀1-10	42.3	1	30,800	65,500
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート (1号棟)		三鷹市中原4-17	42.3	1	29,700	48,800
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート (3号棟)		三鷹市上連雀9-12	42.3	1	30,700	63,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (3号棟)		調布市国領町3-8	45.2	1	25,000	56,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	2	25,000	56,100
一般都営	中層耐火	上石原一丁目アパート (1号棟)		調布市上石原1-16	61.3	2	37,500	86,900
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (1号棟)		町田市中町4-8	48.1	4	28,400	63,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (2号棟)		町田市中町4-8	59.6	4	35,200	78,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (3号棟)		町田市中町4-8	59.6	10	35,200	78,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (4号棟)		町田市中町4-7	59.6	3	35,800	83,800
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (5号棟)		町田市中町4-7	59.6	4	35,200	78,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (6号棟)		町田市中町4-7	48.1	3	28,400	63,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (7号棟)		町田市中町4-7	48.1	3	28,400	67,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (9号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,200	60,500
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート		町田市忠生3-6	55.9	11	30,000	56,100
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (46号棟)		町田市森野2-2	55.9	1	32,500	78,200
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (1号棟)		日野市新井3-1	35.7	1	15,900	32,700
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (13号棟)		日野市新井3-1	35.7	1	15,900	32,700
一般都営	中層耐火	東村山富士見町第2アパート (1号棟)		東村山市富士見町1-7	55.9	1	31,500	62,900

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	1	37,500	103,800
一般都営	中層耐火	国分寺南町三丁目アパート(20号棟)	国分寺市南町3-9	51.0	1	32,500	86,000
一般都営	中層耐火	国立東三丁目アパート(1号棟)	国立市東3-17	51.0	1	28,100	62,700
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート(1号棟)	国立市東3-3	51.0	1	29,800	77,400
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町1-5	61.5	1	39,300	90,600
一般都営	中層耐火	田無芝久保一丁目アパート(2号棟)	西東京市芝久保町1-14	61.5	1	38,800	83,400
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(17号棟)	西東京市向台町3-8	55.9	1	33,100	74,400
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,000	74,000
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	2	38,200	89,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(6号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(16号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(19号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(24号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	41,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(26号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	41,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(27号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	45,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(35号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	45,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(46号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(49号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-4号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	39,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(5-1-1号棟)	多摩市員取5-1	55.9	11	29,200	52,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(5-1-2号棟)	多摩市員取5-1	55.9	5	29,200	52,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(5-1-3号棟)	多摩市員取5-1	62.1	1	32,400	58,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(5-1-3号棟)	多摩市員取5-1	55.9	6	29,200	52,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(2-4-1号棟)	多摩市員取2-4	62.1	2	33,000	58,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(2-4-1号棟)	多摩市員取2-4	55.9	9	29,700	52,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(2-4-2号棟)	多摩市員取2-4	62.1	3	33,000	58,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(2-4-2号棟)	多摩市員取2-4	55.9	3	29,700	52,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(2-4-3号棟)	多摩市員取2-4	55.9	10	29,700	52,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-2-1号棟)	多摩市員取3-2	60.9	5	32,700	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-2-2号棟)	多摩市員取3-2	60.9	11	32,700	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-2-3号棟)	多摩市員取3-2	60.9	9	32,700	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-2-4号棟)	多摩市員取3-2	60.9	8	32,700	59,400

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-2-5号棟)	多摩市員取3-2	60.9	8	32,700	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-2-6号棟)	多摩市員取3-2	60.9	9	32,700	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-2-7号棟)	多摩市員取3-2	60.9	7	32,700	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-1-1号棟)	多摩市員取3-1	55.9	4	30,200	54,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-1-2号棟)	多摩市員取3-1	55.9	3	30,200	54,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン員取団地(3-1-3号棟)	多摩市員取3-1	55.9	6	30,200	54,600

●東京都告示第三百五十号
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により、告示する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
南六郷一丁目アパート (1号棟)	大田区南六郷一丁目二十二番	中層耐火 三四・六平方メートル	二八戸	三二、八〇〇円	七五、二〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一三戸	三八、三〇〇円	八七、八〇〇円
同右	同右	同右 四〇・六平方メートル	五戸	三八、五〇〇円	八八、二〇〇円
同右	同右	高層耐火 三四・六平方メートル	二八戸	三二、八〇〇円	七五、二〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一四戸	三八、三〇〇円	八七、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	四五、三〇〇円	一〇四、一〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	五四、四〇〇円	一二四、七〇〇円
調布緑ヶ丘二丁目アパート (8号棟)	調布市緑ヶ丘二丁目三十四番	同右 三四・六平方メートル	三五戸	二八、九〇〇円	七七、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、八〇〇円	九〇、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	一四戸	四〇、一〇〇円	一〇七、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	四〇、〇〇〇円	一〇七、二〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	四八、〇〇〇円	一二八、四〇〇円
調布緑ヶ丘二丁目アパート (12号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	二四戸	二八、九〇〇円	七七、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、八〇〇円	九〇、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	八戸	四〇、一〇〇円	一〇七、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四〇、〇〇〇円	同右
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	一六戸	四八、〇〇〇円	一二八、九〇〇円
清瀬野塩アパート (26号棟)	清瀬市野塩二丁目三百八十七番地	同右 三四・六平方メートル	四八戸	二七、一〇〇円	六四、九〇〇円

同右
同右
同右
同右

同右
同右
同右
同右

●東京都告示第三百五十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお
いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和五年四月一
日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示す
る。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

同右
同右
同右
同右

四〇・四平方メートル
四七・九平方メートル
四七・七平方メートル
五七・四平方メートル

同右
八戸
同右
一六戸

三一、七〇〇円
三七、六〇〇円
三七、四〇〇円
四五、〇〇〇円

七五、八〇〇円
八九、九〇〇円
八九、六〇〇円
一〇七、七〇〇円

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート（3号棟）	新宿区大久保3-13	34.8	1	27,900
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
改良	高層耐火	白鬚東アパート（17号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	16	45,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート（17号棟）	墨田区堤通2-10	51.3	7	37,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	83.4	3	60,100
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	93.4	1	67,400
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	51.3	8	37,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	10	45,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート（2号棟）	墨田区堤通2-3	93.4	1	68,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート（2号棟）	墨田区堤通2-3	50.0	2	36,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート（2号棟）	墨田区堤通2-3	83.1	1	61,100
改良	高層耐火	白鬚東アパート（2号棟）	墨田区堤通2-3	63.0	7	46,300
改良	中層耐火	西糀谷二丁目アパート（1号棟）	大田区西糀谷2-23	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート（20号棟）	大田区萩中3-27	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（25号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	2	25,600
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,900
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート（11号棟）	板橋区常盤台1-59	56.2	1	42,300
改良	中層耐火	六月二丁目第2アパート（6号棟）	足立区六月2-29	48.1	1	34,800
改良	中層耐火	東和アパート（2号棟）	足立区東和2-6	32.6	1	22,100
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	15	44,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	51.3	4	37,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8	71.3	1	51,900
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	11	44,300

●東京都告示第三百五十二号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により、告示する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子
 名 称 位置 区画数
 上沼田第3アパート駐 足立区江北七丁目十 四一区画
 車場 三番

●東京都告示第三百五十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により、告示する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子
 名 称 位置 区画数
 三鷹深大寺アパート駐 三鷹市深大寺一丁目 一〇区画
 車場 十三番

●東京都告示第三百五十四号

平成二十五年東京都告示第九百十五号（東京都環境影響評価技術指針）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子
 別表十及び別表十一中「宅地造成等規制法」を「宅地造

成及び特定盛土等規制法」に改める。
別表二十一中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表十及び別表十一の改正規定は、令和五年五月二十六日から施行する。

●東京都告示第三百五十五号

平成十七年東京都告示第八百六十四号（東京都エネルギー環境計画指針）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第三 一(六)中「特定供給者」を「認定事業者」及び「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」及び「第3条第2項」を「第2条第5項」及び「第2条第2項」を「第2条第1項」及び「第8条第1項」を「第15条の2第1項」に改める。

●東京都告示第三百五十六号

平成二十一年東京都告示第九百八十九号（東京都地球温暖化対策指針）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第二編第四 二(イ)オ(ア)中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」を「再

生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に改める。

●東京都告示第三百五十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名及び指定区間 別表のとおり
- 二 指定期日 令和五年四月一日

路線名 指 定 区 間

東京市川

江東区大島八丁目七百二十三番地先から江戸川区江戸川三丁目五十四番地先まで

王子千住夢の島

台東区三ノ輪一丁目二十八番地先から墨田区東向島四丁目二十六番地先まで

千住小松川葛西沖

葛飾区小菅二丁目八番地先から同区堀切四丁目五十八番地先まで

吾妻橋伊興町

墨田区堤通二丁目十四番地先から荒川区南千住八丁目十六番地先まで

言問橋南千住

荒川区南千住二丁目二十八番地先から同区南千住三丁目四番地先まで

亀戸葛西橋

江東区亀戸九丁目八番地先から同区大島七丁目三十九番地先まで

●東京都告示第三百五十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名及び指定区間 別表のとおり
- 二 指定期日 令和五年四月一日
- 三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で

「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

別表

路線名 指定区間

環状六号

目黒区目黒三丁目九番地先から同区大橋一丁目三番地先まで

●東京都告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 八王子あきる野

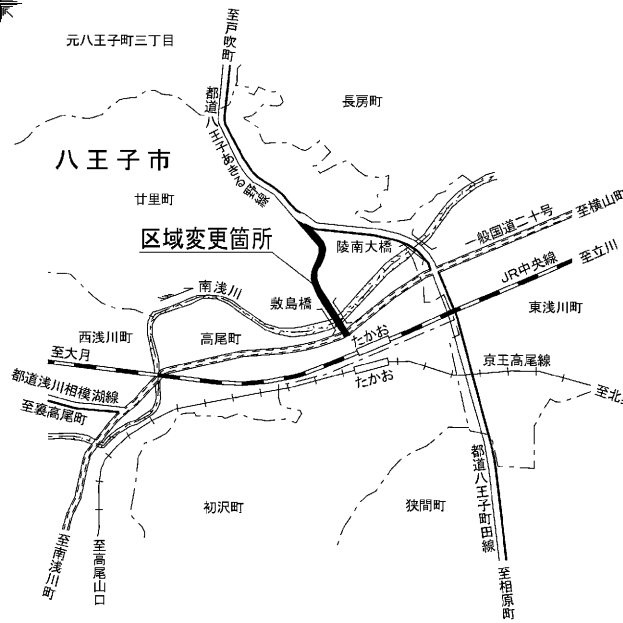
二 変更の区間 八王子市高尾町千五百八十五番四地先から同市甘里町千八百三十三番八十一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

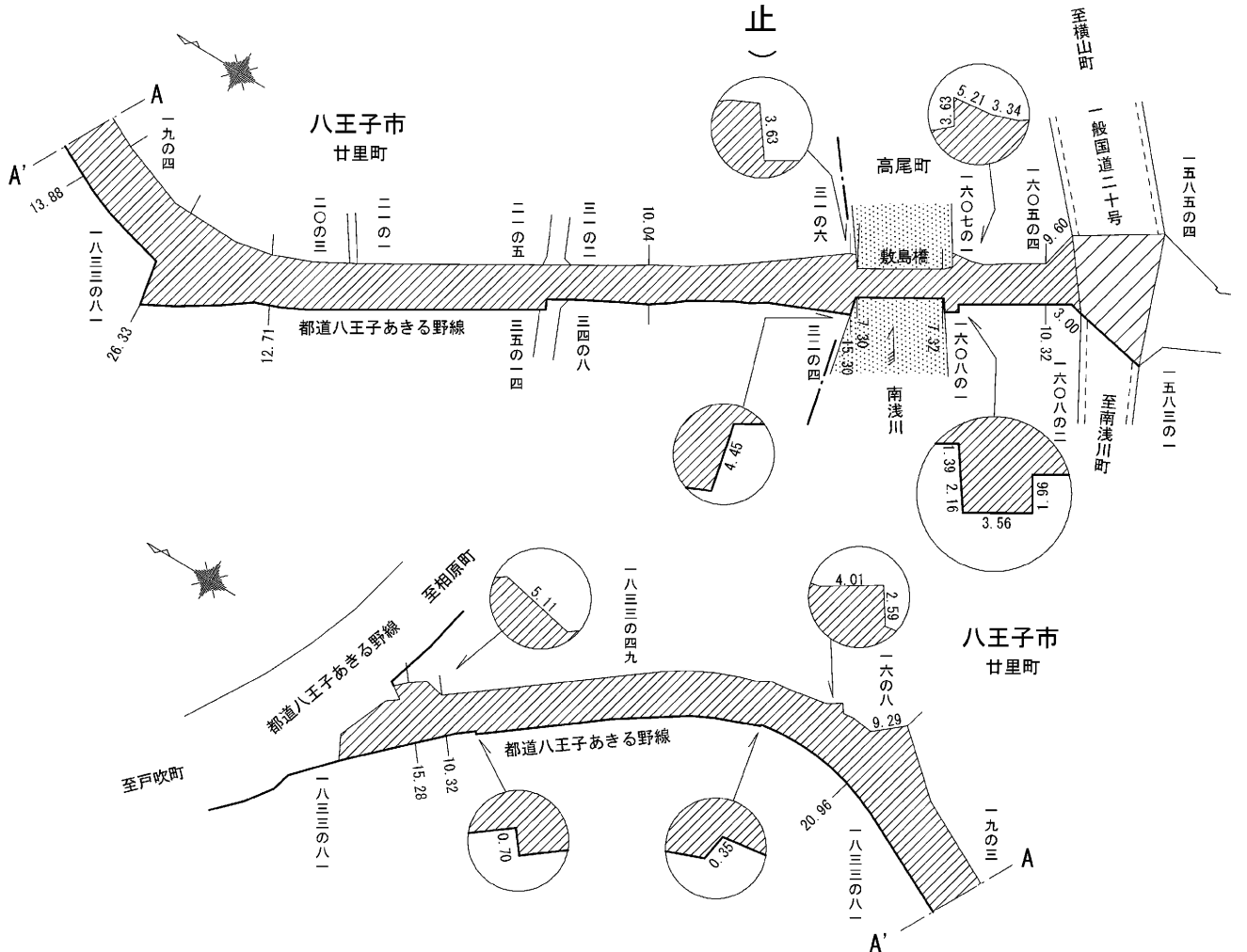
別図

都道八王子あきる野線区域変更略図

八王子市高尾町、甘里町



重用廃止区域 (一般国道二十号との重用廃止)
 延長 五、三八八・七三メートル
 面積 一一三・三二メートル
 五一七・三〇平方メートル
 廃止区域 延長 四四四・〇七メートル
 面積 五、三八八・七三平方メートル
 市道 延長 一一三・三二メートル
 都道 延長 五一七・三〇メートル
 一般国道 延長 四四四・〇七メートル



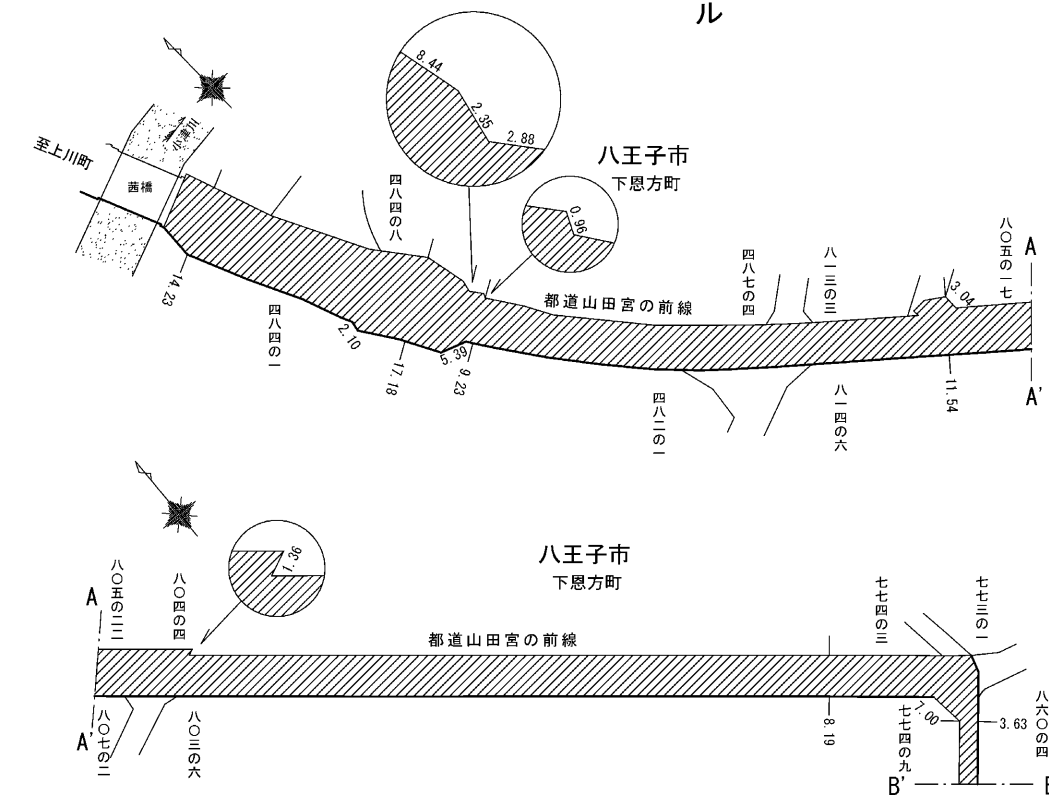
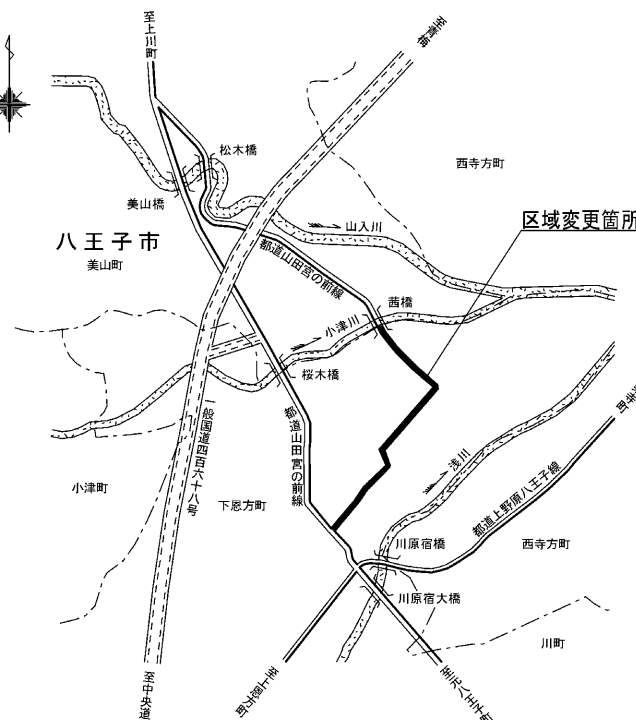
別図

都道山田宮の前線区域変更略図

八王子市下恩方町地内

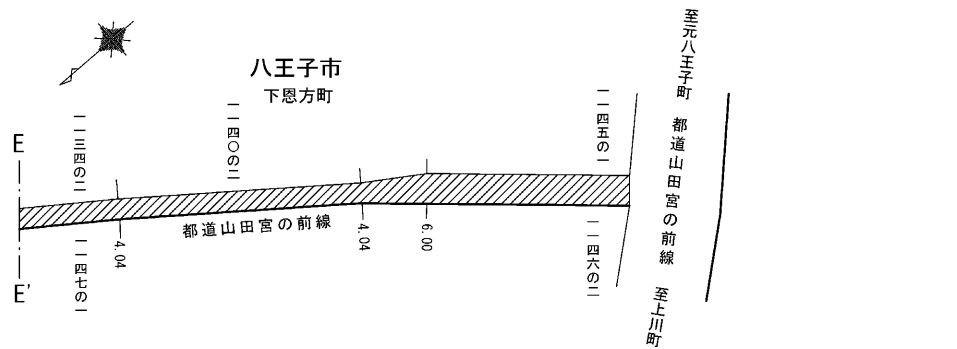
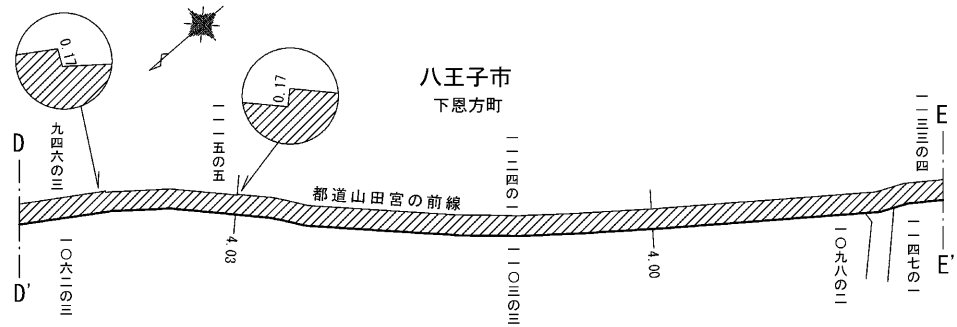
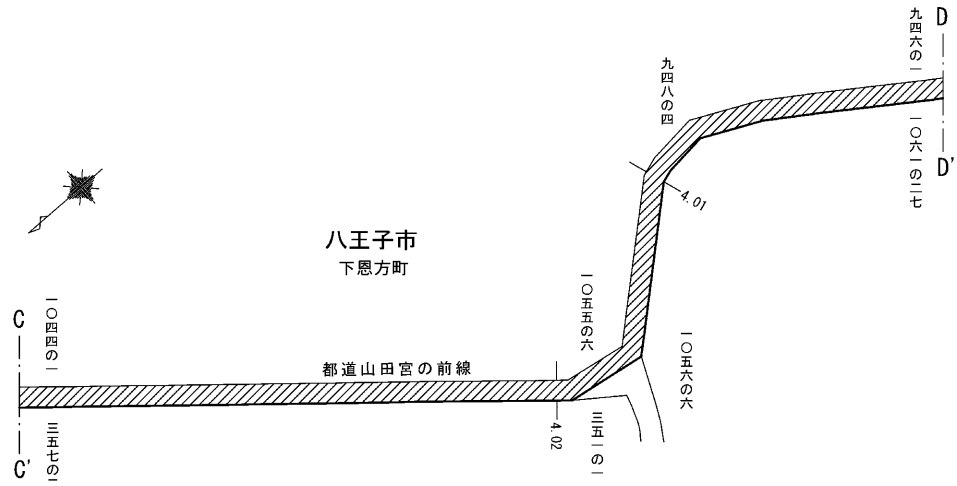
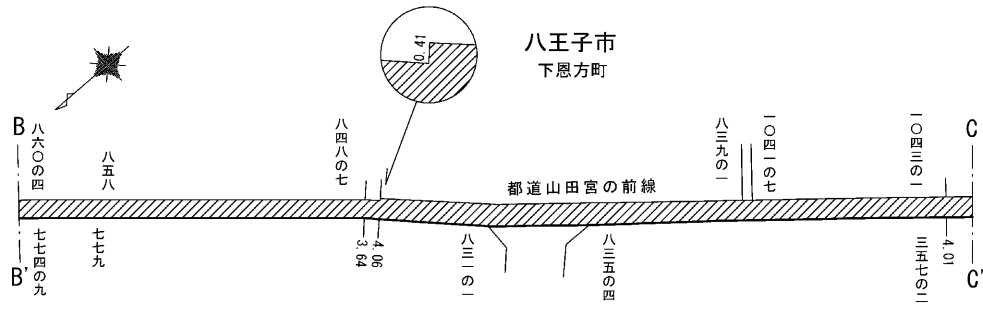
●東京都告示第三百六十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

延長 一、〇九四・一〇メートル
 面積 六、四〇七・〇四平方メートル



その関係図面は、令和五年三月三十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年三月三十一日
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 山田宮の前
- 二 変更の区間 八王子市下恩方町四百八十四番一地先から同所千四百十六番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



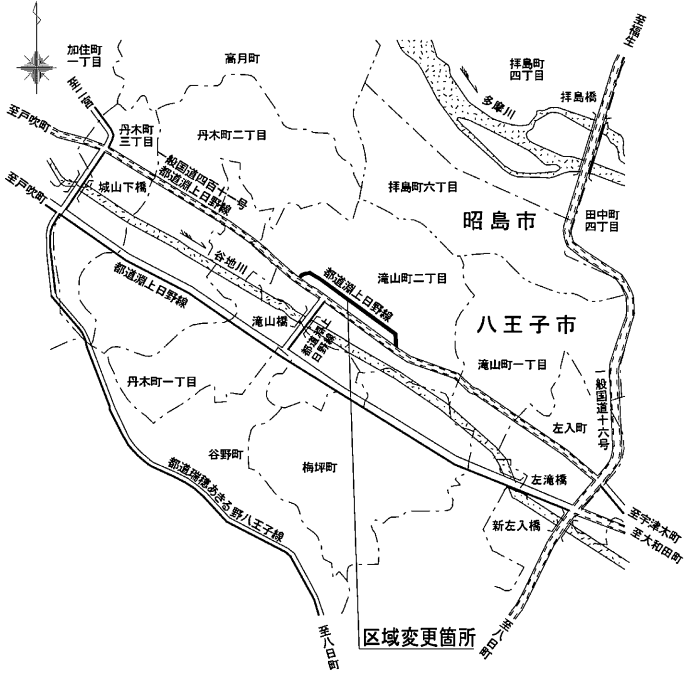
別図

都道淵上日野線区域変更略図

八王子市滝山町二丁目地内



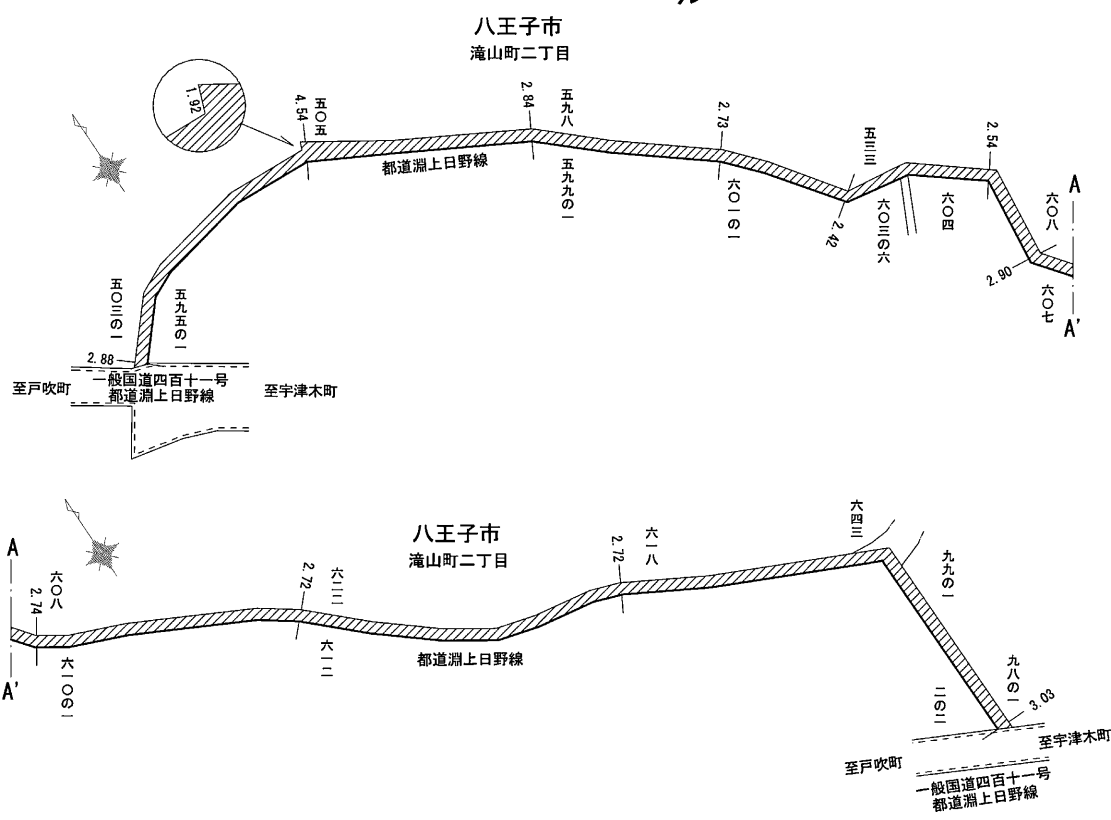
延長面積 五一一・三三メートル
 一、四三九・三七平方メートル



●東京都告示第三百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年三月三十一日
 東京都知事 小池百合子

一 路線名 淵上日野
 二 変更の区間 八王子市滝山町二丁目五百三番一地先か
 ら同所九十八番一地先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

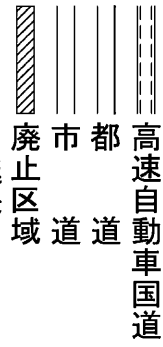


●東京都告示第三百六十二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

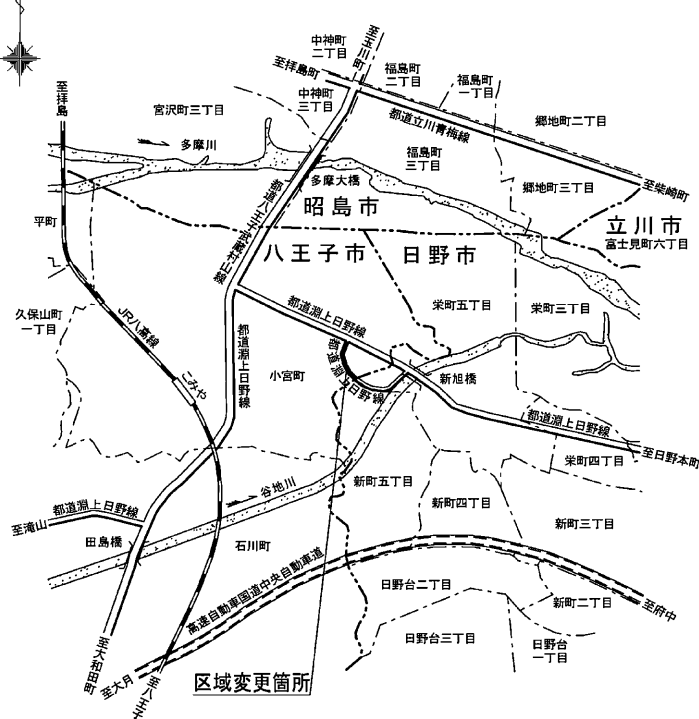
別 図

都道淵上日野線区域変更略図

八王子市小宮町地内

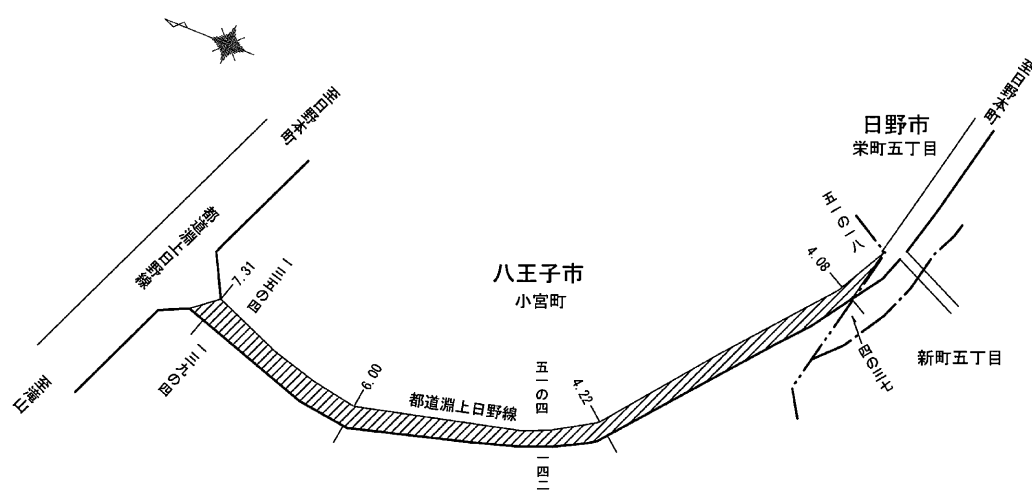


面積 二〇九・九〇メートル
 延長 一、〇四二・七七平方メートル



その関係図面は、令和五年三月三十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年三月三十一日
 東京都知事 小 池 百合子

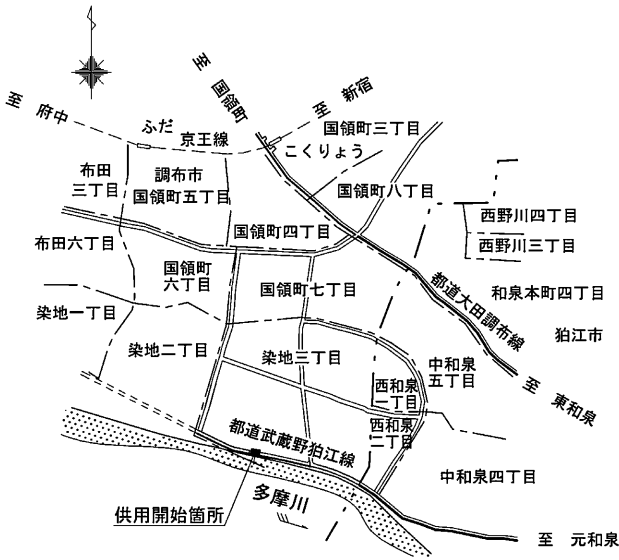
- 一 路線名 淵上日野
- 二 変更の区間 八王子市小宮町百三十九番四地先から同
所五十一番十八地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



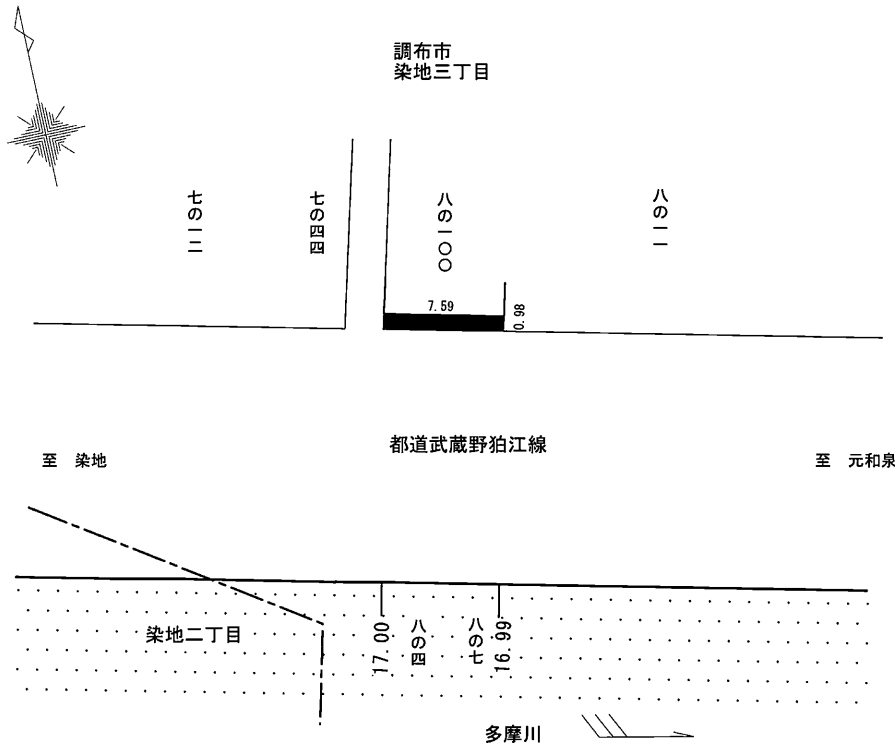
●東京都告示第三百六十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項
 の規定により、次の都道の供用を開始する。

別図

都道武蔵野狛江線供用開始略図 調布市染地三丁目地内



都道
 市道
 供用開始区域
 延長 七・六一メートル
 面積 七・五〇平方メートル
 計画線



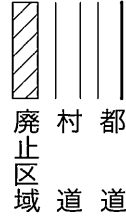
その関係図面は、令和五年三月三十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年三月三十一日
 東京都知事 小池百合子

- | 一 | 路線名 | 武蔵野狛江 |
|---|---------|---------------|
| 二 | 供用開始の区間 | 調布市染地三丁目八番百地先 |
| 三 | 供用開始の概要 | 別図表示のとおり |
| 四 | 供用開始の期日 | 令和五年四月一日 |

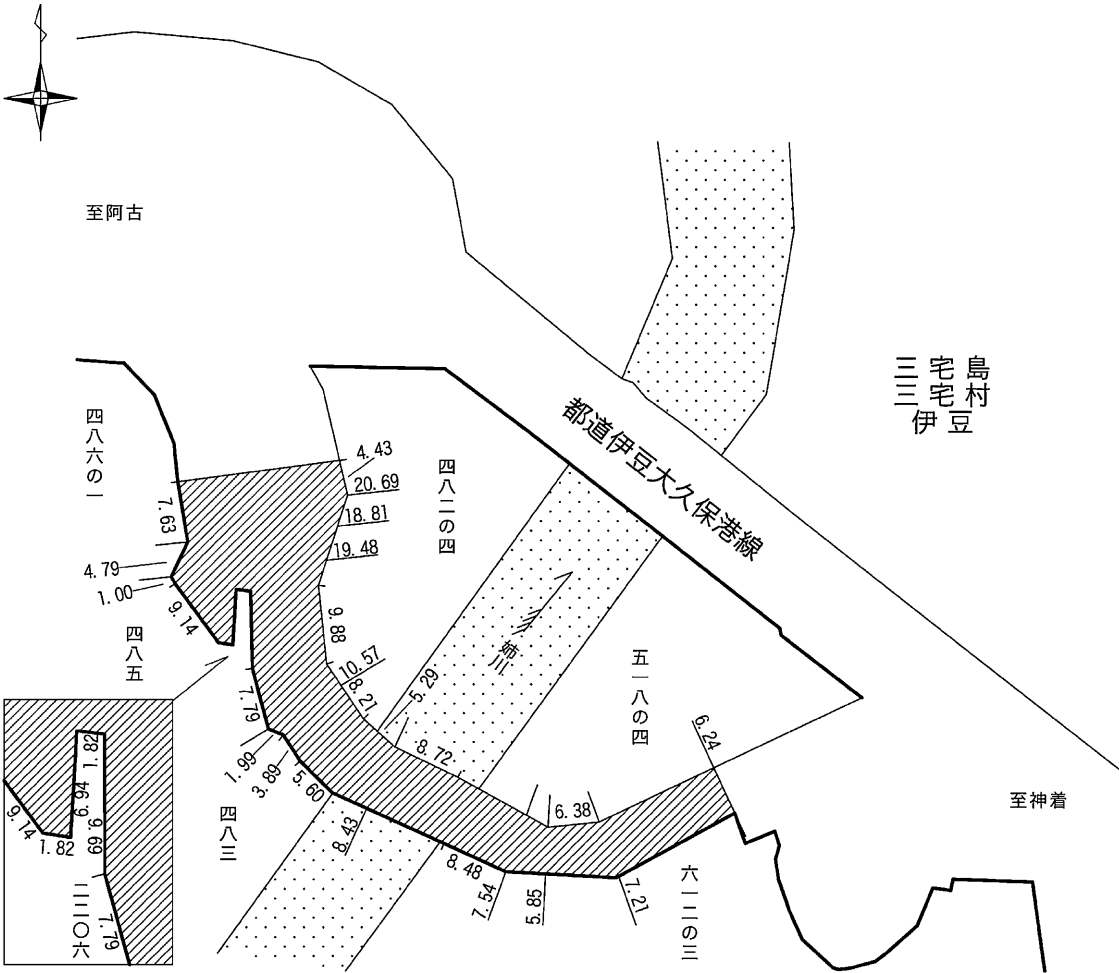
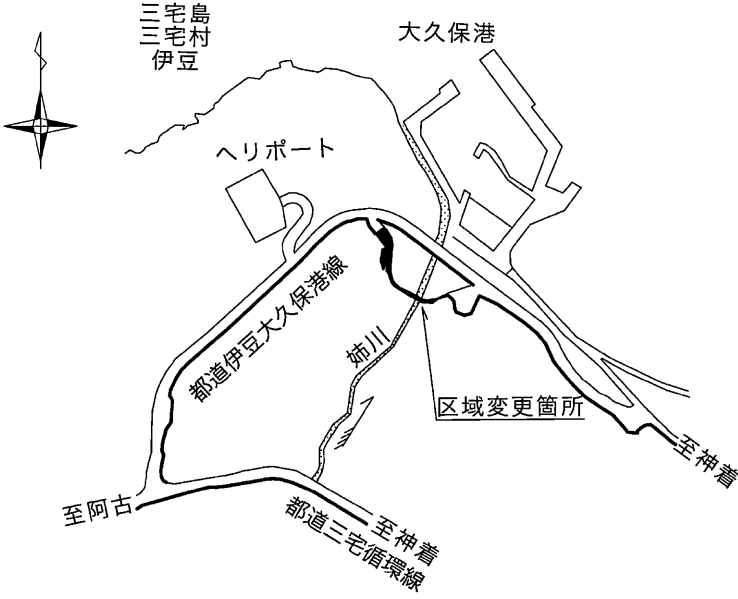
●東京都告示第三百六十四号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道伊豆大久保港線区域変更略図 三宅島三宅村伊豆地内



延長 九四・八三メートル
 面積 九二二・〇二平方メートル



その関係図面は、令和五年三月三十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年三月三十一日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 伊豆大久保港
- 二 変更の区間 三宅島三宅村伊豆四百八十六番一地先から同所六百十二番三地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第三百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

武蔵野狛江

二 占用を制限する区間

調布市染地三丁目八番百地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

●東京都告示第三百六十六号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立上野恩賜公園 別図(1)のとおり 令和五年四月一日

東京都立祖師谷公園 別図(2)のとおり 同日

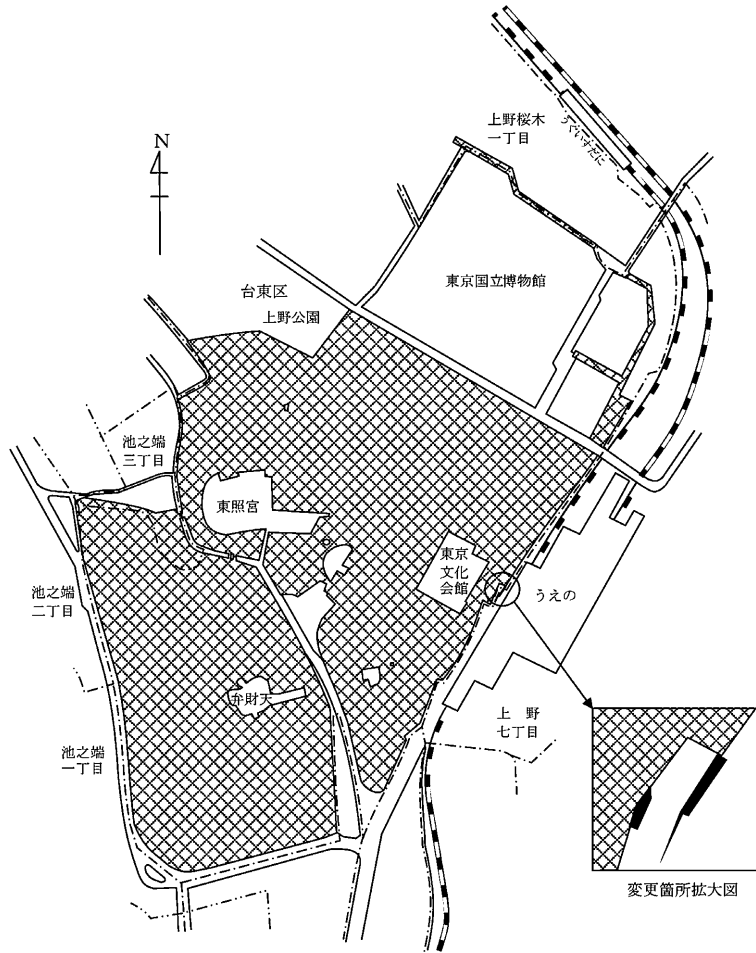
東京都立城北中央公園 別図(3)のとおり 同日

別図 (1)

東京都立上野恩賜公園 区域変更略図

変更箇所 台東区上野公園

変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	二五四・五〇	五三八、七六一・四六
追加区域	面積	面積
変更後の面積	五三八、七六一・四六	五〇六・九六
	平方メートル	平方メートル

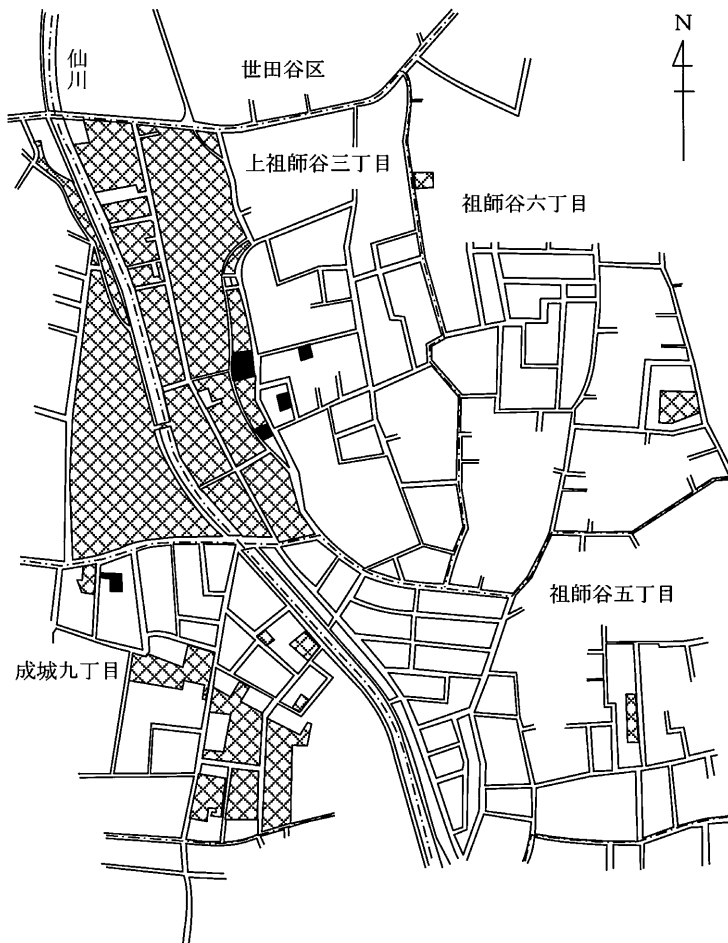


別図 (2)

東京都立祖師谷公園 区域変更略図

変更箇所 世田谷区上祖師谷三丁目及び成城九丁目

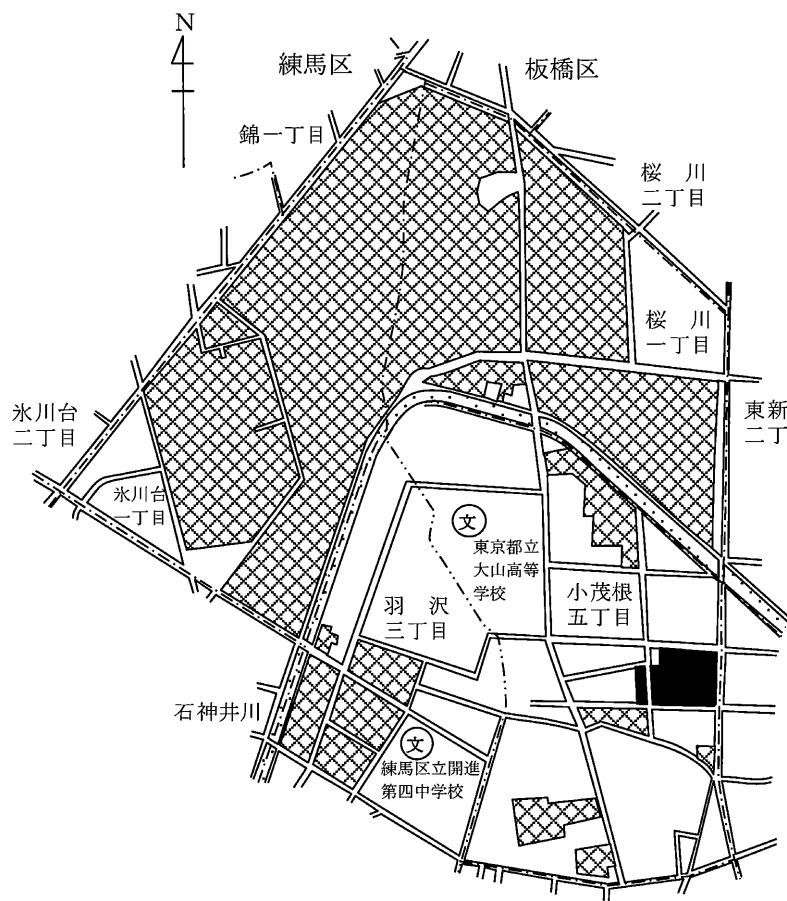
変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	一、五三〇・七四	九四、九〇二・八一
追加区域	面積	面積
変更後の面積	九四、九〇二・八一	三三二・〇七
	平方メートル	平方メートル



別図 (3)

東京都立城北中央公園 区域変更略図

変更箇所 板橋区小茂根五丁目
 変更前の区域 面積 二五三、〇七七・九三 平方メートル
 追加区域 面積 五、八三七・二七 平方メートル
 変更後の面積 二五八、九一五・二〇 平方メートル



●東京都告示第三百六十七号
 東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。
 令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	構造	所在地	開始年月日
係船	大森南	浮棧橋延長 三〇・〇メートル幅六	浮棧橋PC	大田区	令和五年四月一日
防炎船	着場	・〇メートル水深A・P・(-)二・五メートル 連絡橋延長 一三・九メートル幅一・八メートル	ハイブリッド 連絡橋アルミニウム合	大森南四丁目	令和五年四月一日

●東京都告示第三百六十八号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。
 令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更年月日
港湾施設	晴海ふ頭地区	変更前 四四・五 変更後 四一・六	中央区晴海四丁目及び	令和五年四月

用地 港湾施 六平方メ 一平方メ 同区晴海五 一日
 設用地 一トトル 一トトル 丁目

●東京都告示第三百六十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更年月日
冷蔵	中央防	二〇	江東区海の	令和五
コン	波堤内	二八	森二丁目一	年四月
テナ	側内貿		番	一日
用荷	ふ頭冷			
役施	蔵コン			
設	テナ用			
設	荷役施			

●東京都告示第三百七十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模	所在地	中止期間
岸壁	フェリ	延長一九三メ	江東区有	令和五年四月一
	一ふ頭	一トトル水深	明四丁目	日から令和六年
	岸壁	A.P.(一)七	十五番三	三月三十一日ま
	(第	・五メートル		で
	二)			
栈橋	フェリ	延長二一八メ	江東区有	同右

一ふ頭 一トトル水深 明四丁目
 栈橋 A.P.(一)七 十五番二
 (第 ・五メートル 地先
 二)

●東京都告示第三百七十一号

東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)第十四条第四項の規定に基づき、平成十年東京都告示第三百六十七号で定めた東京都立東京港野鳥公園の団体入場券の様式を次のように改め、令和五年四月一日から施行する。

なお、平成十年東京都告示第三百六十七号で定めた様式による団体入場券で、現に残存するものは、所要の修正を加え、使用することができるものとする。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都立東京港野鳥公園団体入場券

団体入場券

No. _____

施設名 東京港野鳥公園

団体名 _____

代表者名 _____

住所 _____

入場日 _____

種別	利用料金	人員	料金
一般	円	人	円
中学生	円	人	円
65歳以上	円	人	円
無料		人	
計		人	円

上記料金を領収しました。

年 月 日

縦 14.80センチメートル

横 21.00センチメートル

表 { 地色 白色

文字 黒色

裏 地色 白色

●東京都告示第三百七十二号

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第 二百四十二号）第十四条第四項の規定に基づき、平成十六年東京都告示第五百二十八号で定めた東京都立城南島海浜公園キャンプ場、オートキャンプ場及びオートキャンプ場附帯設備の利用券の様式並びに平成十九年東京都告示第三百二十号で定めた東京都立辰巳の森海浜公園ラグビー練習場の利用券の様式の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

なお、平成十六年東京都告示第五百二十八号及び平成十九年東京都告示第三百二十号で定めた様式による利用券で、現に残存するものは、所要の修正を加え、使用することができるものとする。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 東京都立城南島海浜公園キャンプ場、オートキャンプ場及びオートキャンプ場附帯設備利用券の様式中「キャンプ場利用料」を「キャンプ場利用料金」に、「オートキャンプ場利用料」を「オートキャンプ場利用料金」に、「利用料」を「利用料金」に改める。
- 二 東京都立辰巳の森海浜公園ラグビー練習場利用券の様式中「利用料」を「利用料金」に改める。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十八号

昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号（東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課

程の学級編制基準)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

表小学校の項中「繰上学年から繰下学年まで」と「繰上
学年及び繰下学年」に改める。

様 照

の申出は、令和五年四月一日から実行する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第118号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」とい
う。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、
警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会
規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により
次のとおり告示する。

令和5年3月31日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和5年7月1日(土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和5年9月30日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試

試験

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務(以下「施設警備業務」
という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以
下「1級検定」という。)

4 検定予定人員

20名

5 受検対象者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に
係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る
法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」と
いう。)の交付を受けている者であつて、当該合格証
明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間
が1年以上であるもの

(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知
識及び能力を有すると認める者

6 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和5年5月22日(月曜日)及び同月23日(火曜
日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03(3581)8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和5年5月31日(水曜日)から同年6月2日(金
曜日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい
ずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、
上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、
横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に
氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
面 各1通

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在
明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ
かの疎明する書面を要しない。

エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1
通

通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合

<p>格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。) ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(1) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第119号 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年3月31日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和5年7月1日 (土曜日)</p>	<p>午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和5年9月30日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務 (施設警備業務に係るものをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和5年5月24日 (水曜日) 及び同月25日 (木曜日) の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和5年5月31日 (水曜日) から同年6月2日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p>	<p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第120号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」とい</p>
---	---	--

<p>う。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年3月31日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p>	<p>条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定期則附則第3条の規定による陸上前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和5年6月26日（月曜日）及び同月27日（火曜</p>	<p>日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち90名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>エ 申込手続</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和5年7月11日（火曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを陳明する次の書面 各1通</p> <p>エ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該</p>
<p>1 講習の実施期間及び時間 令和5年7月25日（火曜日）から同年8月2日（水曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 110名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4</p>		

<p>事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p>	<p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和5年7月19日(水曜日)及び同月20日(木曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和5年6月14日(水曜日)から同月21日(水曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 110名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に</p>
--	--	---

●東京都公安委員会告示第121号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月31日

<p>係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和5年5月18日(木曜日)及び同月19日(金曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法</p>	<p>受講対象者のうち90名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>申請手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和5年6月1日(木曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合</p>	<p>格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(ア) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(イ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間</p>
---	---	--

令和5年6月8日(木曜日)及び同月9日(金曜日)の2日間

(2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料
38,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

知 事 (消)

●東京消防庁告示第1号
消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき東京消防庁と稲城市との間における消防相互応援協定の一部を改正する協定を次のように締結した。

令和5年3月31日

東京消防庁
消防総監 清 水 洋 文

東京消防庁
稲 城 市
消防総監 清 水 洋 文

東京消防庁
稲 城 市
消防総監 清 水 洋 文

東京消防庁
稲 城 市
消防総監 清 水 洋 文

改正する協定を次のように締結する。
別表を次のように改める。

別表

東京消防庁側の応援区域	稲城市側の応援区域
稲城市のうち 押立全域 矢野口のうち 京王相模原線以北 東長沼のうち 京王相模原線以北 大丸のうち 多摩サービズ補助施設を除く地域 百村のうち 京王相模原線以北	府中市のうち 小柳町一丁目 小柳町二丁目 小柳町三丁目 小柳町四丁目 小柳町五丁目 小柳町六丁目 是政一丁目 是政二丁目 是政三丁目 是政四丁目 是政五丁目 是政六丁目 日吉町 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 矢崎町一丁目 矢崎町二丁目 矢崎町三丁目 矢崎町四丁目 矢崎町五丁目 押立町三丁目 押立町四丁目 押立町五丁目
京王相模原線以北 向陽台一丁目 向陽台二丁目 向陽台三丁目 向陽台四丁目 向陽台五丁目 向陽台六丁目 長峰一丁目 長峰二丁目 長峰三丁目 若葉台一丁目 若葉台二丁目 若葉台三丁目 若葉台四丁目	調布市のうち 飛田給一丁目 飛田給二丁目 飛田給三丁目 上石原一丁目 上石原二丁目 上石原三丁目 下石原一丁目 下石原二丁目 下石原三丁目 多摩川一丁目 多摩川二丁目 多摩川三丁目 多摩川四丁目
	多摩市のうち 諏訪一丁目 聖ヶ丘二丁目 聖ヶ丘三丁目 聖ヶ丘四丁目 聖ヶ丘五丁目 馬引沢二丁目 連光寺六丁目

附 則

この協定は、令和5年3月4日から効力を生ずる。
令和5年2月16日

東京消防庁
消防総監 清 水 洋 文

稲 城 市
市 長 高 橋 勝 浩

●東京消防庁告示第2号

火災予防施行規程(昭和37年7月東京消防庁告示第17号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

東京消防庁
消防総監 清 水 洋 文

第3条の4を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

